

徳島市介護予防・日常生活支援総合事業（基準緩和型訪問）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週1回程度) 992単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	992	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ／2・同一			892	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週1回程度) 33単位		33	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	30	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週2回程度) 1,981単位		1,981	1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	1,783	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週2回程度) 65単位		65	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	58	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者(予防相当)・要支援2(週2回を超える程度)3,143単位		3,143	1月につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	2,801	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	事業対象者(予防相当)・要支援2(週2回を超える程度)102単位		102	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ／2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	92	
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週1回程度) 226単位※1月の中で全部で4回まで		226	1回につき
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	203	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週2回程度) 229単位※1月の中で全部で5回から8回まで		229	1月につき
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	206	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者(予防相当)・要支援2(週2回を超える程度)242単位※1月の中で全部で9回から12回		242	1日につき
A2	2634	訪問型独自サービスⅥ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	217	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(20分未満) 140単位※1月につき22回まで		140	1回につき
A2	1424	訪問型独自短時間サービス／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合90%	126	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ／2	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ／2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ／2		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ／2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ／2		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ／2	ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ／2		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000		